

# 第4期 大阪府営業時間短縮協力金

## 【大阪府内（大阪市内除く）】のご案内

※大阪市内は、別の協力金となっていますので、大阪市内用のご案内をご参照ください。

### ◆ 概要

令和3年4月1日から4月24日の間、営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただいた大阪府内（大阪市内除く）の飲食店等に対して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び事業継続を目的に、営業時間短縮協力金を支給いたします。

### ◆ 対象者（主な支給要件）

(1) 大阪府内（大阪市内除く）に要請対象施設（店舗）を有すること。

●食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗

【飲食店】

・飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等 ※宅配・テイクアウトサービスを除く

【遊興施設】

・バー、カラオケボックス等

(2) 通常、午後9時から翌午前5時までの夜間時間帯に営業を行う店舗において、要請期間中、午前5時から午後9時までの間に営業時間を短縮する（休業も含む）とともに、酒類の提供は午後8時半（4月5日以降は午前11時から午後8時半）までとすること。

(3) 感染拡大予防ガイドラインを遵守しているとともに、店舗において感染防止宣言ステッカーを導入していることが必須です。

※令和3年4月1日から4月24日までの間に、開店もしくは閉店した事業者も対象になります。  
詳しくは裏面のリンク先より、大阪府ホームページをご確認ください。

対象期間及び支給額

	4月1日 開始	4月24日 終了	
営業時間 短縮要請 期間	時短要請(休業も含む)期間		支給額 <b>96万円</b> (1日あたり4万円×24日間)
	ステッカー登録・掲示済		



ダメ!  
絶対!

### 協力金の不正受給は犯罪です!

大阪府では、府民のみなさまからの多数の情報提供により各行政機関等と連携し、店舗の活動状況に関する調査を予告なく順次行っています。

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

## ◆ 申請方法

パソコン・スマートフォンで申請いただけます。大阪府ホームページで申請書類等の詳細を必ずご確認くださいのうえ、大阪府行政オンラインシステムにアクセスし、申請してください。

### ●電子申請のメリット

- ・これまでの協力金（第1期～第3期）に申請がある場合、入力が省略でき、簡単に申請できます。
- ・マイページで、いつでも申請状況が確認できます。
- ・郵送にかかる費用が節約できます。

第4期営業時間短縮協力金 大阪府内（大阪市内除く）大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/eigyouzikanransyuku4/index.html>



### 【申請受付期間】

**令和3年5月20日（木曜日）から7月7日（水曜日）まで**

※オンライン申請ができない方は郵送申請がご利用いただけます。（郵送については府ホームページ、又は以下の問合せ先までお問い合わせください。令和3年7月7日（水）までの消印有効です。）

## ◆ 協力金の申請方法について

大阪府行政オンラインシステム（パソコン・スマートフォンから）

### ①利用者登録

（事業者として登録）  
マイページを作成

### ②申請内容を入力

・対象施設（店舗）の情報  
・要請を遵守した内容  
・誓約事項等

### ③必要書類を アップロード

大阪府へ申請（オンライン）

7月7日（水曜日）まで

### ⑤協力金の支給

（申請いただいた口座に振込）

### ④申請内容の審査

（申請内容や書類の不備等があればご連絡します）

審査の結果、適正と認められる場合

※注：大まかな流れですので、申請の際は必ず大阪府ホームページや募集要項をご確認ください。

## ◆ お問合せ先

大阪府営業時間短縮協力金コールセンター（第4期 協力金コールセンター）

☎ 06 - 7166 - 9987（平日のみ午前9時から午後6時まで）

※土曜日、日曜日及び祝日を除く。（なお、5月22日（土）及び29日（土）は開設します。）